

令和7年度税制改正 のポイント解説

4月最終版



令和7年度税制改正の概要

令和7年度税制改正は、年度内ギリギリの令和7年3月31日に国会で法律案(基礎控除の特例を追加する修正あり)が成立・公布され、例年どおり4月1日から施行された。主な改正項目は次のとおり。

所得税	「103万円の壁」への対応
	基礎控除(所得税)・給与所得控除の引上げ
	特定親族特別控除の導入と年収要件の引上げ
	子育て世帯の生命保険料控除の拡充
	子育て世帯等の住宅ローン控除の延長
	子育て世帯等のリフォーム減税の延長
	確定拠出年金制度(企業型DC,iDeCo)の拡充
	退職所得控除の調整規定の対象拡大
資産税	事業承継税制の役員就任要件の緩和
	結婚・子育て資金一括贈与非課税制度の延長
	先端設備導入による固定資産税特例の見直し
法人税	防衛特別法人税の創設
	中小企業の軽減税率の特例の縮減
	中小企業経営強化税制の拡充

法人税	中小企業投資促進税制の延長
	中小企業防災・減災投資促進税制の延長
	医療用機器等に係る特別償却制度の延長
	地域未来投資促進税制の見直し
	企業版ふるさと納税の延長
	新リース会計基準に伴うリース税制の整備
消費税	外国人旅行者向け免税制度の見直し

(参考) 今回の改正で見送られた主な項目

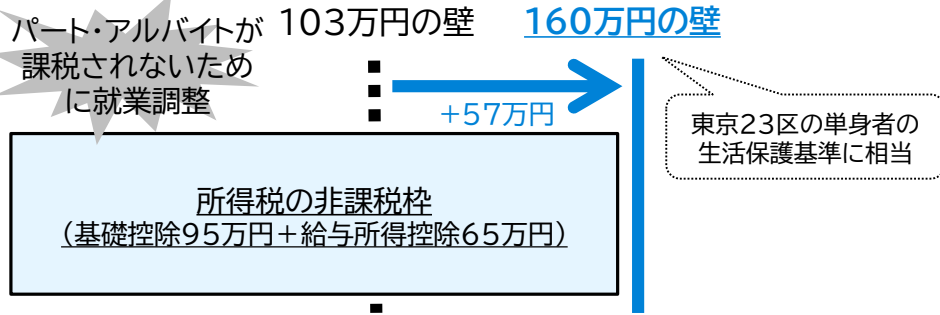
所得税	× 防衛特別所得税(仮称)
	× 高校生の扶養控除・ひとり親控除の見直し
	× 金融所得課税の一体化、暗号資産取引への課税
資産税	× 上場株式等の相続税評価方法等の見直し
	× 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ
法人税	× 産業用地整備促進税制の創設

「103万円の壁」への対応(全体像)

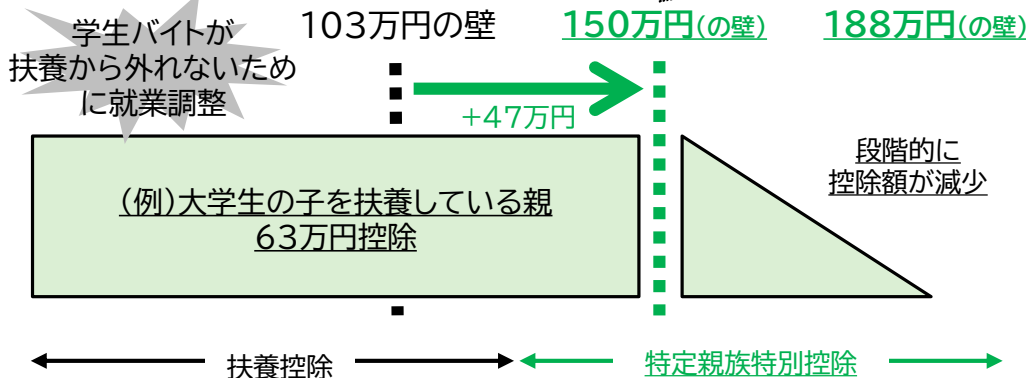
103万円の壁への対応

いわゆる「103万の壁」への対応については、昨年12月の大綱決定後も基礎控除の特例を創設する修正が加えられ、最終的に令和7年分の所得税からそれぞれ異なる金額に引き上げられる。

【壁1】所得税の非課税枠

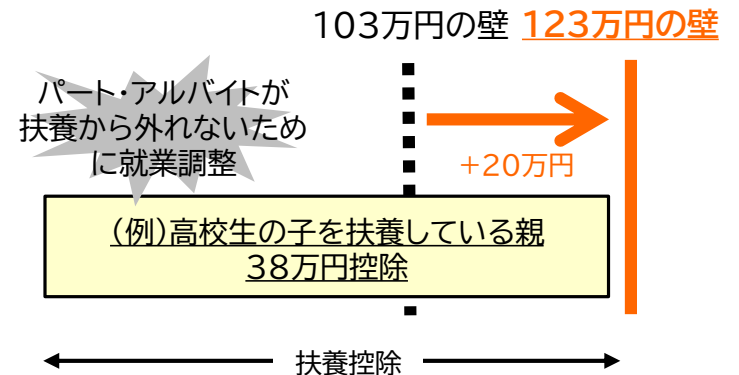


【壁2】学生バイトの年収基準



改正内容	壁1	壁2	壁3
所得税の基礎控除(原則部分)の引上げ	+10	-	-
<u>所得税の基礎控除の特例の創設【追加】</u>	+37	-	-
給与所得控除の引上げ	+10	+10	+10
特定親族特別控除の導入	-	+27	-
配偶者・扶養控除等の年収要件の引上げ	-	+10	+10
引上げ額(計)	+57	+47	+20
年収基準(103+引き上げ額)	160	150	123

【壁3】扶養する親族等の年収基準





103万円の壁への対応

所得税
減税

基礎控除(所得税)・給与所得控除の引上げ

【1】基礎控除(原則部分)の引上げと基礎控除の特例の創設(所得税のみ)

令和7年分の所得税から、基礎控除(原則部分)が48万円から58万円に引き上げられ、次の2つの「基礎控除の特例」が創設される。

- ・特例① 低所得者層の税負担への配慮(恒久的措置):控除額をさらに37万円上乘せし、所得税の非課税枠を年収160万円に
- ・特例② 中所得者層を含めた税負担軽減(令和7・8年の措置):控除額を3段階で上乘せし、納税者の8割強を対象に税負担軽減

【2】給与所得控除の引上げ(住民税も同様)

令和7年分の所得税から、給与所得控除の最低限が55万円から65万円に引き上げられる。

基礎控除95万円と合わせて
年収160万円まで所得税なし

◎ 所得税の基礎控除 ※住民税:43万円(改正なし)

合計所得金額	年収の目安	～令和6年	令和7・8年	令和9年～
132万円以下	200万円以下	48万円	95万円(特例①)	58万円 (原則) ※特例なし
336万円以下	475万円以下		88万円(特例②)	
489万円以下	665万円以下		68万円(特例②)	
655万円以下	850万円以下		63万円(特例②)	
2,350万円以下	2,545万円以下		58万円(原則)	
2,400万円以下	2,595万円以下		48万円	
2,450万円以下	2,645万円以下	32万円		
2,500万円以下	2,695万円以下	16万円		
2,500万円超	2,695万円超	0円		

※所得金額調整控除がある場合、上記の年収の目安は最大15万円増加

◎ 給与所得控除(所得税・住民税共通)

給与収入(A)	～令和6年	令和7年～
162.5万円以下	55万円	65万円
180万円以下	A×40%－10万円	
190万円以下	A×30%+8万円	
360万円以下		A×30%+8万円
660万円以下	A×20%+44万円	
850万円以下	A×10%+110万円	
850万円超	195万円(上限)	

《実務上のポイント》
 ・令和7年分は、給与所得者は年末調整で適用(源泉徴収は8年分～)
 ・高所得者優遇とならないよう、1人2～4万円前後の減税
 ・物価上昇等により基礎控除額を今後も適時引き上げることも明記

特定親族特別控除の導入と年収要件の引上げ①

103万円の壁への対応

【3】 特定親族特別控除の導入(住民税も同様)

令和7年分の所得税から、**19歳以上23歳未満(大学生年代)の扶養親族**の年収要件が**150万円**まで引き上げられ、配偶者特別控除と同様に、年収150万円を超えても188万円までは**控除額が逡減**する仕組みに見直される。

【4】 配偶者・扶養控除等の年収要件の引上げ(住民税も同様)

令和7年分の所得税から、配偶者控除・扶養控除・障害者控除などの**年収要件(所得要件)**が引き上げられる。

◎ 扶養控除と特定親族特別控除(所得税)

年 齢	区 分	年収要件 (所得要件)	改正前		改正後(令和7年～)	
			扶養控除		【新設】特定親族特別控除	
			年収103万円以下 (所得48万円以下)	年収123万円以下 (所得58万円以下)	年収150万円以下 (所得85万円以下)	年収188万円以下 (所得123万円以下)
70歳以上	老人扶養親族	58万円(同居老親等)、48万円(その他)		(対象外)		
23歳以上70歳未満	一般の控除対象扶養親族	38万円				
19歳以上23歳未満	特定扶養親族	63万円		63万円	3~61万円	
16歳以上19歳未満	一般の控除対象扶養親族	38万円		(対象外)		
16歳未満	年少扶養親族	(対象外)				

《 実務上のポイント 》

- ・令和7年分の特定親族特別控除は、給与所得者の場合、**年末調整**で適用可に(源泉徴収は8年分～)
- ・特定扶養親族以外に特別控除はないため、年収123万円(所得58万円)を超えると控除は0円

配偶者特別控除と同様に
実質的に壁がなくなる

特定親族特別控除の導入と年収要件の引上げ②

103万円の壁への対応

◎ 改正後の控除額

年収150万円(改正前:103万円)まで63万円

種類	親族等(大学生)の合計所得金額	年収	控除額	
			所得税	住民税
扶養控除	58万円以下 (改正前:48万円)	123万円以下 (改正前:103万円)	63万円	45万円
【新設】特定親族特別控除	58万円超 85万円以下	123万円超 150万円以下		
	90万円以下	155万円以下	61万円	
	95万円以下	160万円以下	51万円	
	100万円以下	165万円以下	41万円	
	105万円以下	170万円以下	31万円	
	110万円以下	175万円以下	21万円	
	115万円以下	180万円以下	11万円	
	120万円以下	185万円以下	6万円	
	123万円以下	188万円以下	3万円	
	123万円超	188万円超	(対象外)	

年収160万円(改正前:150万円)まで38万円

種類	配偶者の合計所得金額	年収	控除額		
			所得税	住民税	
(例)本人の合計所得金額900万円以下の場合	配偶者控除	58万円以下 (改正前:48万円)	123万円以下 (改正前:103万円)	38万円	33万円
	配偶者特別控除	58万円超 95万円以下	123万円超 160万円以下		
		100万円以下	165万円以下	36万円	
		105万円以下	170万円以下	31万円	
		110万円以下	175万円以下	26万円	
		115万円以下	180万円以下	21万円	
		120万円以下	185万円以下	16万円	
		125万円以下	190万円以下	11万円	
		130万円以下	約197万円以下	6万円	
		133万円以下	約201万円以下	3万円	
		133万円超	約201万円超	(対象外)	

種類	本人の合計所得金額	年収	控除額	
			所得税	住民税
勤労学生控除	85万円以下 (改正前:75万円)	150万円以下 (改正前:130万円)	27万円	26万円

《 実務上のポイント 》

- ・配偶者特別控除と異なり、特定親族特別控除に「本人(親)の所得要件」はない。
- ・ひとり親控除における「生計を一にする子」の総所得金額等の合計額の要件も所得58万円(改正前:48万円)に引き上げられる。
- ・勤労学生控除は所得税の基礎控除が95万円に引き上げられ、年収160万円までは課税がないため、所得税では無意味に(住民税は控除の意味あり)。

(参考)改正後の人的控除まとめ

103万円の壁への対応

人的控除の種類	所得の判定対象	年収要件	所得要件	控除額(所得税)
基礎控除	本人	年収200万円以下	所得132万円以下	95万円
		年収200万円超850万円以下	所得132万円超655万円以下	63,68,88万円 ※令和7・8年限定
		年収2,545万円以下	所得2,350万円以下	58万円
		年収2,695万円以下	所得2,500万円以下	最高48万円
配偶者控除	同一生計配偶者	年収123万円以下	所得58万円以下	70歳未満 最高38万円 70歳以上 最高48万円
配偶者特別控除	一定の配偶者	年収123万円超約201万円以下	所得58万円超133万円以下	最高38万円
扶養控除	16歳以上の扶養親族	年収123万円以下	所得58万円以下	16~18歳,23~69歳 38万円 70歳以上 48万円(同居58万円) 19~22歳 63万円
【新設】 特定親族特別控除	19~22歳の一定の親族	年収123万円超188万円以下	所得58万円超123万円以下	最高63万円
障害者控除	同一生計配偶者 または扶養親族	年収123万円以下	所得58万円以下	27万円, 特別40万円(同居75万円)
寡婦控除	扶養親族			27万円
ひとり親控除	生計を一にする子			35万円
勤労学生控除	本人(勤労学生)	年収150万円以下	所得85万円以下	27万円

※所得金額調整控除がある場合、上記の年収要件は最大15万円増加

※配偶者控除と配偶者特別控除は本人の所得要件(1,000万円以下)が、寡婦控除とひとり親控除は本人の所得要件(500万円以下)がある。

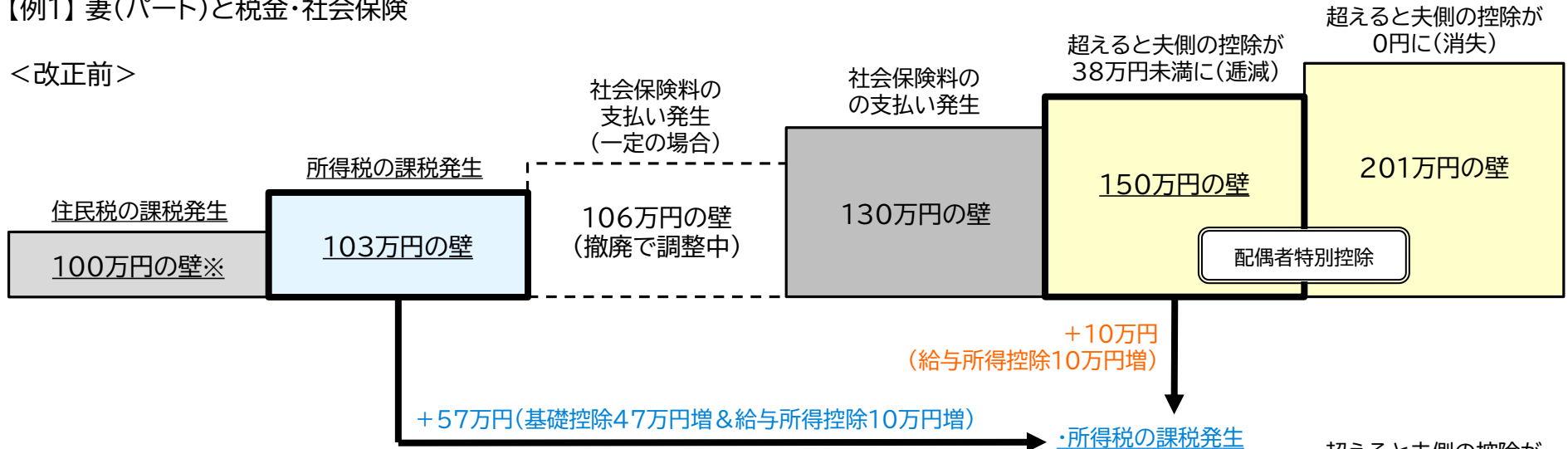


(参考)税金・社会保険の年収の壁①

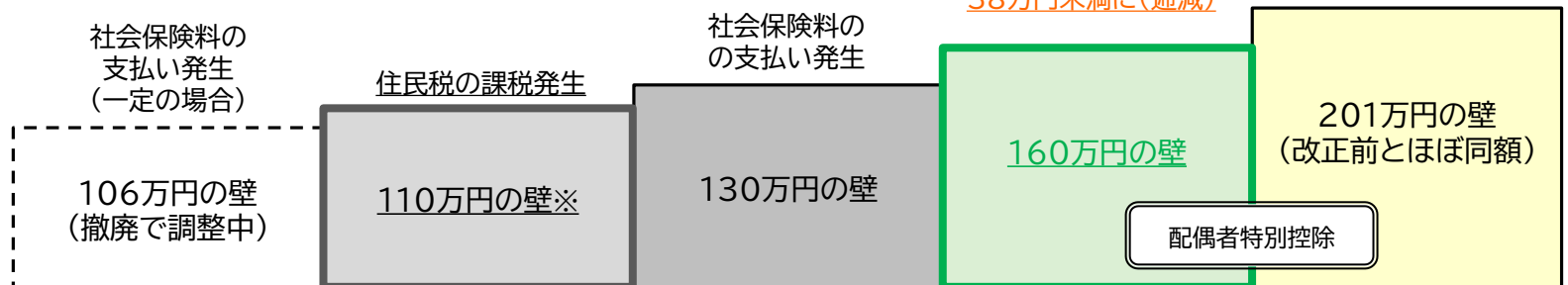
103万円の壁への対応

【例1】妻(パート)と税金・社会保険

<改正前>



<改正後>



※住民税は自治体により金額基準が少し異なる。
また、住民税は基礎控除の改正がないが、給与所得控除により10万円増。

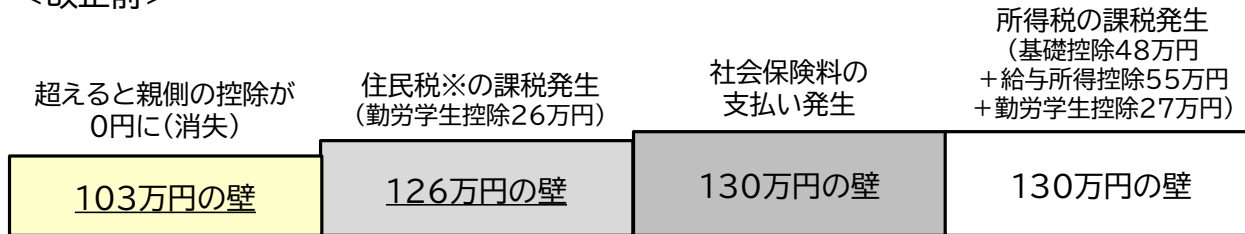


(参考)税金・社会保険の年収の壁②

103万円の壁への対応

【例2】子(学生バイト)と税金・社会保険(前提:勤労学生控除を適用、106万円の壁対象外)

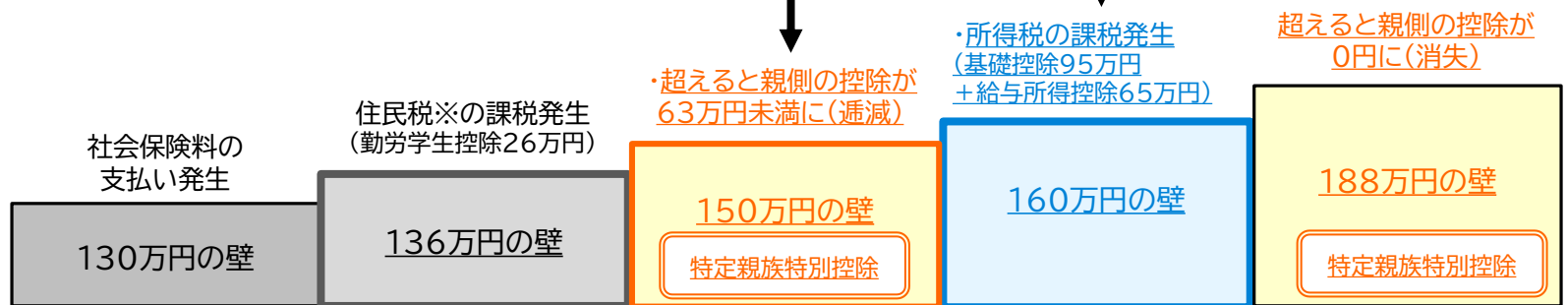
<改正前>



勤労学生控除は所得税の基礎控除が95万円に引き上げられ、年収160万円までは課税がないため、所得税では無意味に(住民税は控除の意味あり)。

+47万円(特定親族特別控除の新設)

<改正後>



※住民税は自治体により金額基準が少し異なる。
また、住民税は基礎控除の改正がないが、給与所得控除により10万円増。

子育て世帯の生命保険料控除の拡充

子育て世帯の遺族保障への備えを強化するため、**23歳未満の扶養親族**がいる場合の**一般生命保険料控除**の限度額が**6万円**に引き上げられる。この措置は**令和8年分の所得税**に限る。

<生命保険料控除(所得税)>

住民税の限度額
(各2.8万円)は改正なし

「高校生の扶養控除の見直し」と合わせて拡充とした背景から、**1年間の時限的な措置**に注意
(令和9年以降は今後の議論次第)

区分	限度額	旧契約 (平成23年 以前契約)	新契約(平成24年以後契約)		
			改正前	改正後(令和8年のみ)	
				23歳未満の扶養親族あり	左記以外(改正前と同じ)
一般生命保険料控除	5万円	4万円	6万円	4万円	
介護医療保険料控除	—	4万円	4万円		
個人年金保険料控除	5万円	4万円	4万円		
全体の限度額	計10万円	計12万円	計12万円		

【改正後】一般生命保険料控除(23歳未満の扶養親族あり)の計算

旧生命保険料も
ある場合の限度額は
6万円(改正前:4万円)

実際の適用限度額の平均が
限度額を大きく下回るため、
計12万円から変更しない

年間の新生命保険料(A)	控除額
3万円以下	全額
3万円超 6万円以下	$A \times 1/2 + 1.5$ 万円
6万円超 12万円以下	$A \times 1/4 + 3$ 万円
12万円超	一律6万円

《実務上のポイント》
大綱では、一時払生命保険について、2万円の上乗せ措置を時限的に講じている間(令和8年)は適用対象とあり、令和9年以降、除外される可能性がある点に注意。

子育て世帯等の住宅ローン控除の延長

- ① 令和6年度税制改正で拡充された子育て世帯・若い夫婦世帯における借入限度額の上限が令和7年入居分まで延長される。
- ② 新築住宅の床面積要件の緩和も「令和7年12月31日以前」に建築確認を受けた家屋」に延長される。

<改正の内容(新築住宅・買取再販住宅)>

1年間の時限的な措置に注意
(8年入居分は今後の議論次第)

項目		6年入居分、【改正後】7年入居分も対象に	
		子育て世帯・若い夫婦世帯	左記以外
借入 限度額	認定住宅(長期優良,低炭素)	5,000万円	4,500万円
	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
	省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円
	一般住宅	0円(令和5年までに新築の建築確認 または 令和6年6月30日までに建築:2,000万円)	
控除期間		13年(一般住宅は10年)	
控除率		一律0.7%	
住民税の控除限度額		所得×5%(最高9.75万円)	
所得要件(合計所得金額)		2,000万円以下	
床面積要件	原則	50㎡以上	
	特例	40㎡以上(新築かつ合計所得金額1,000万円以下で、令和7年(改正前:令和6年)までに建築確認)	

《実務上のポイント》

- ・「子育て世帯・若い夫婦世帯」=19歳未満の扶養する子のいる世帯 または 夫婦いずれかが40歳未満の世帯
- ・「19歳未満の扶養する子のいない40歳以上の夫婦」や「単身者」は借入限度額の上限拡充の対象外
- ・中古住宅については改正なし



子育て世帯等のリフォーム減税の延長

居住環境の改善の観点から、令和6年度税制改正で追加された子育てに対応した住宅へのリフォーム減税が1年延長される。

<改正の内容>

※1 カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合
 ※2 対象工事の限度額超過分とその他増改築等工事についても一定範囲まで5%減税

対象工事		対象工事 限度額※1	最大控除額※1 [対象工事]	適用時期
長期優良 住宅化	耐震+省エネ +耐久性	500万円 (600万円)	50万円 (60万円)	~令和7年12月31日
	耐震or省エネ +耐久性	250万円 (350万円)	25万円 (35万円)	
省エネ		250万円	25万円	
耐震				
三世帯同居				
バリアフリー		200万円	20万円	
子育て (19歳未満の扶養する子のいる世帯 夫婦いずれかが40歳未満の世帯)		250万円	25万円	

子育てに対応した住宅への 主なリフォームイメージ



転落防止の手すりの設置



可動式間仕切り壁の設置



対面式キッチンへの交換



防音性の高い床への交換

出典:国土交通省「令和6年度国土交通省税制改正概要」

《実務上のポイント》

・所得要件(合計所得金額)は住宅ローン控除等と同じ2,000万円以下(耐震工事のみ所得要件なし)

1年間の時限的な措置に注意
(令和8年分は今後の議論次第)

確定拠出年金制度(企業型DC,iDeCo)の拡充

- ① 勤務先の企業年金の有無による掛金上限の差異を解消するため、**第2号被保険者の掛金上限**が統一される。
 - ② 賃金上昇率を勘案し、掛金上限が**7,000円**引き上げられ、第2号被保険者は**月6.2万円**、第1号被保険者は**月7.5万円**となる。
- 【適用時期】確定拠出年金法等の改正時期から(現時点では未定)

<掛金上限(月額)>

(1) 企業型DC(企業型確定拠出年金)

DB(確定給付企業年金)の加入状況	改正前	改正後
DBの未加入者	5.5万円	6.2万円
DBの加入者	5.5万円-DB	6.2万円-DB

+7,000円

※マッチング拠出の「企業型年金加入者掛金の額」は「事業主掛金の額」を超えられないという要件を**廃止**

(2) iDeCo(個人型確定拠出年金)

国民年金の区分と企業年金の加入状況		改正前	改正後
第1号被保険者(国民年金基金と合算)		6.8万円	7.5万円
第2号被保険者	企業年金の加入者(企業型DC・DB)	5.5万円 -(企業型DC+DB) [2万円を上限]	6.2万円 -(企業型DC+DB) [撤廃]
	企業年金の未加入者	2.3万円	6.2万円
第3号被保険者		2.3万円	

※一定の要件の下で**70歳**まで加入可能に

改正なし

【改正後】年金制度の全体像

iDeCoと 国民年金基金 計7.5万円 (年90万円)	iDeCoと 企業年金 計6.2万円 (年74.4万円)	iDeCo 2.3万円 (年27.6万円)
	厚生年金保険 (報酬比例)	
国民年金(基礎年金)		

〔第1号被保険者 自営業者など〕〔第2号被保険者 会社員・公務員〕〔第3号被保険者 第2号に扶養される配偶者〕

《実務上のポイント》
 今回の見直しが行われた後も次の税制上の措置が適用される。
 ・掛金の全額が小規模企業共済等掛金控除の対象
 ・受取時は退職所得または雑所得(公的年金等)に

退職所得控除の調整規定の対象拡大

- ① 調整期間内に複数の退職金をもらう場合、退職所得控除の調整(減額)が必要だが、先に確定拠出年金(企業版DC・iDeCo)の老齢一時金を受け取り、後で退職手当等を受け取る場合の調整期間が**支払いを受けた年以前10年内**(改正前:5年内)に拡大される。
 - ② あわせて「退職所得の源泉徴収票」の税務署への提出が**一律義務化**される(改正前:役員のみ)。
- 【適用時期】①の改正は令和8年1月1日以後に老齢一時金の支払いを受け、同日以後に支払いを受けるべき退職手当等から
②の改正は令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票から

<退職所得控除>

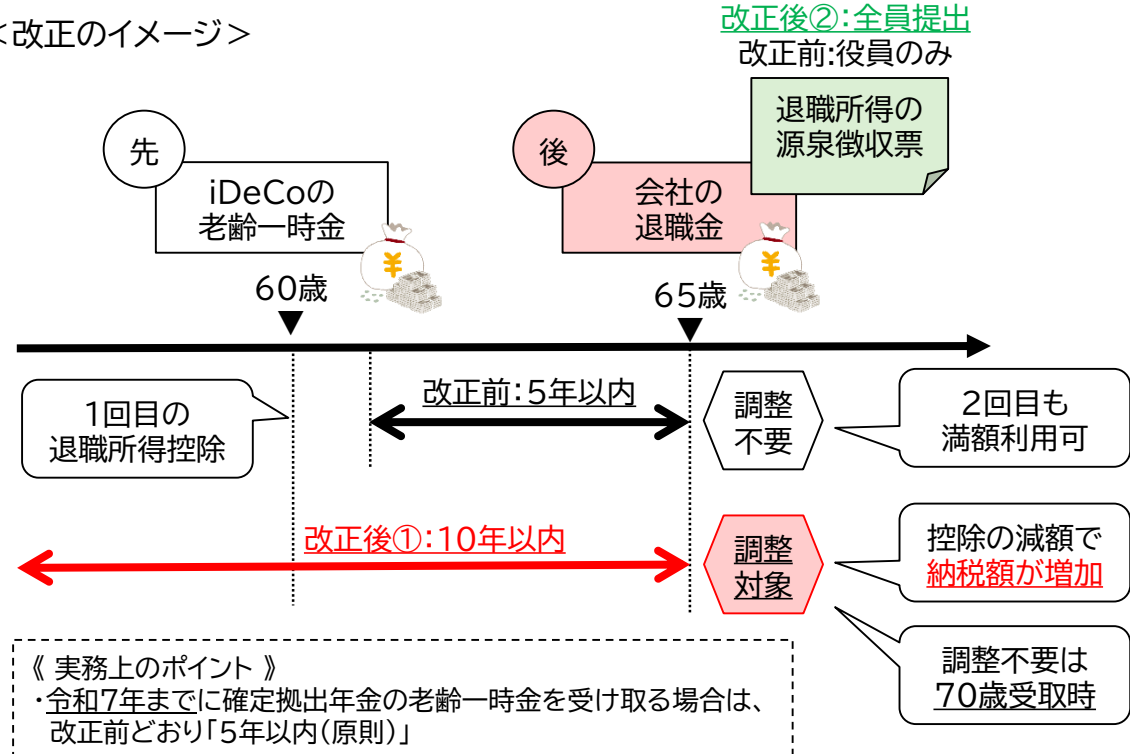
勤続年数(A)	控除額
20年超	70万円×(A-20年)+800万円
20年以下	40万円×A(最低80万円)

○調整規定

調整期間内に複数の退職金をもらう場合、勤続年数の重複を排除して計算→退職所得控除が減額

1回目	2回目	調整期間
退職手当等	退職手当等	5年以内(原則)
退職手当等(右記以外)	確定拠出年金の老齢一時金	20年以内(特例)
確定拠出年金の老齢一時金	退職手当等(左記以外)	改正前:5年以内(原則) →改正後:10年以内(特例の対象に)

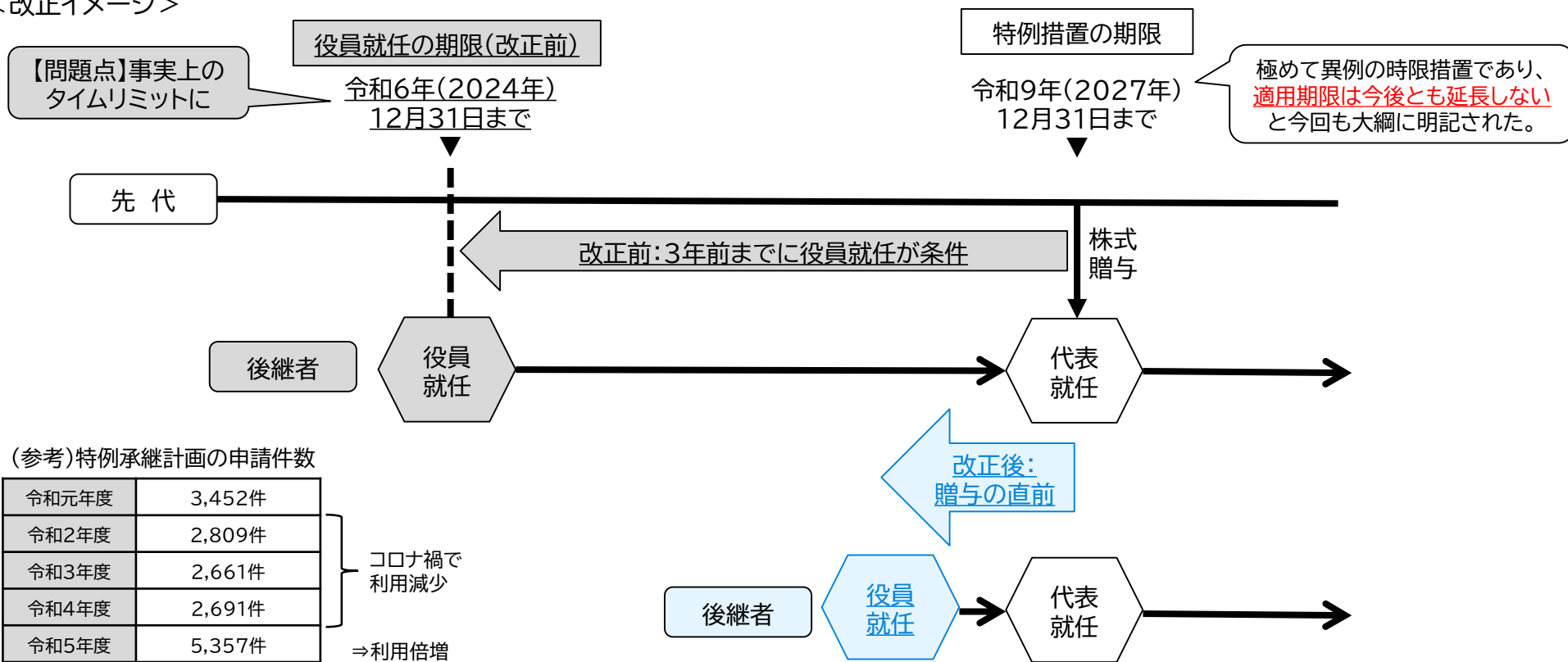
<改正のイメージ>



事業承継税制の役員就任要件の緩和

適用期限到来までの間、最大限、活用できるよう「事業承継税制の特例措置(贈与税)」の「役員就任要件」が見直され、[贈与の直前において](#) (改正前:贈与の日まで引き続き3年以上)役員であることに緩和される。個人版事業承継税制の「事業従事要件」も同様。
【適用時期】令和7年1月1日以後の贈与

<改正イメージ>





【出典】令和7年度税制改正要望(件数は令和6年3月末時点)

結婚・子育て資金一括贈与非課税制度の延長

利用件数が低迷する状況にあるが、現在、「こども未来戦略」の集中取組時期(令和8年度まで)の最中にあり、こども・子育て政策を総動員する時期にあることから、結婚・子育て資金一括贈与非課税制度が2年延長される。

<改正の内容>

区分		結婚・子育て資金一括贈与非課税制度 	(参考)教育資金一括贈与非課税制度 
適用期限		【改正前】令和7年3月31日まで ⇒【改正後】令和9年3月31日まで	令和8年3月31日まで
贈与者		直系尊属(親や祖父母)	
受贈者	年齢条件	子・孫(18歳以上50歳未満)	子・孫(30歳未満)
	所得制限	合計所得金額1,000万円以下	
対象費用の例		挙式費用、新居の住居費、引越し費用 不妊治療費、出産費用、子の医療・保育費	入学金、授業料、塾、習い事
非課税限度額		1,000万円	1,500万円
贈与者 死亡時	残額の取扱い	残額すべてが相続税の課税対象	残額すべてが相続税の課税対象 (23歳未満、学生等で課税価格5億円以下なら対象外)
	2割加算	孫等への2割加算あり	
契約終了時	残高の取扱い	贈与税の一般税率で贈与税を計算	

(参考)信託利用実績の累計
【令和6年9月末時点】

契約件数:7,907件
信託財産設定額:250億円

令和5年度
は196件

契約件数:27万1,523件
信託財産設定額:2兆724億円

令和5年度
は6,023件

【出典】一般社団法人信託協会(令和6年12月25日)



先端設備導入による固定資産税特例の見直し

- ① 生産性の向上や賃上げの促進を図ることを目的とした固定資産税の特例措置の適用期限が2年延長される。
- ② 賃上げを後押しするため、対象資産が「雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置づけた計画」に基づき取得する資産に限定される。

<改正の内容>

区分		改正前	改正後
対象者		先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者等	
取得時期		令和7年3月31日まで	令和9年3月31日まで
適用要件		年平均の投資利益率が5%以上の投資計画に記載された設備	
		投資計画は「認定経営革新等支援機関」の確認が必要	
対象設備		○機械装置:160万円以上 ○測定工具・検査工具、器具備品:各30万円以上 ○建物附属設備:60万円以上(家屋と一体となって効用を果たすものを除く。)	
課税標準	雇用者給与等支給額を引き上げる方針を計画に位置づけた場合	3%以上引上げ	5年間:価格×1/4に
		1.5%以上引上げ	3年間:価格×1/2に
	上記以外	4年間または5年間: 価格×1/3に	(対象外)
		3年間:価格×1/2に	

《 実務上のポイント 》

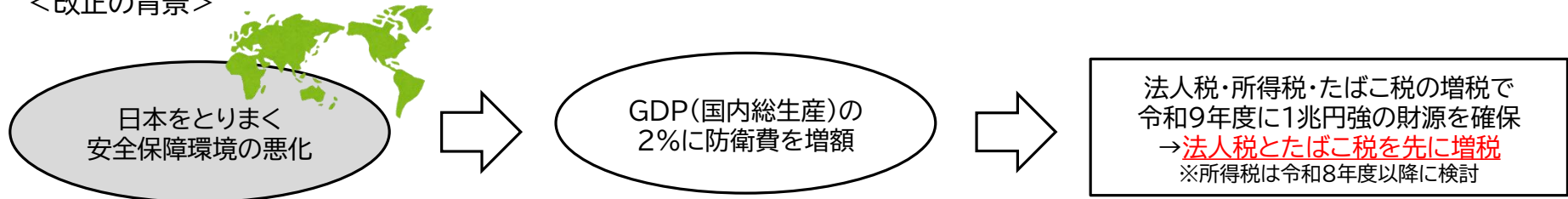
・経産省資料では「給与の増加を従業員に表明」とあるため、従来と同様に賃上げ表明が必要



防衛特別法人税の創設

防衛費増額の財源の一部として、**当分の間**、法人税額の4%相当の新たな付加税として、「**防衛特別法人税**」が創設される。
 ただし、中小企業に配慮する観点から、法人税額から**500万円が控除**される(2,400万円前後までの所得が課税対象外に)。
 【適用時期】令和8年4月1日以後に開始する事業年度から(中間申告は令和9年度から)

<改正の背景>



<計算式(令和8年度～)>

$$\text{防衛特別法人税} = (\text{基準法人税額} - \text{基礎控除額 年500万円}) \times \text{税率4\%}$$

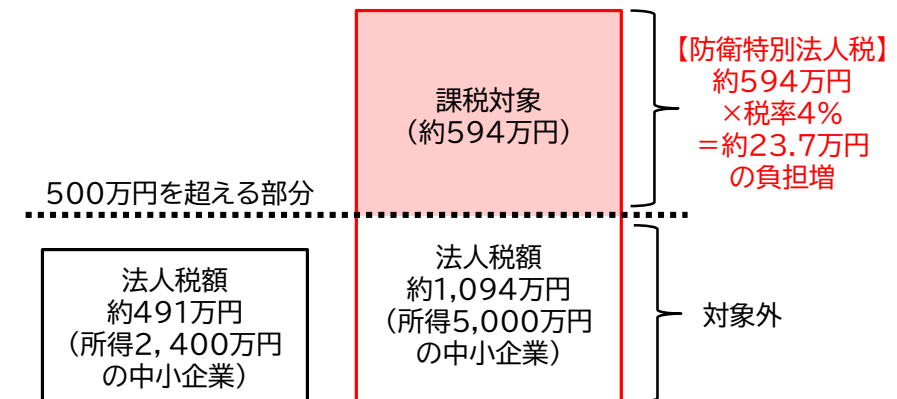
所得税額控除・外国税額控除などを**適用しない**で計算した法人税額

税率23.2%×4%≒約1%
 ⇒実質、**所得の1%弱の増税**に

《実務上のポイント》

- ・税効果会計における「法定実効税率」の計算に注意
- ・防衛特別法人税について外国税額控除が可能
- ・申告期限や納期限は「法人税」と同一に

<課税のイメージ>



中小企業の軽減税率の特例の縮減

- ① 賃上げや物価高への対応に直面している中小企業の状況を踏まえ、**軽減税率の特例(特例税率)**の適用期限が**2年延長**される。
 - ② 「極めて所得が高い中小企業等」へ対応するため、**所得が年10億円を超える事業年度**の特例税率が**17%**に2%引き上げられる。
 - ③ **グループ通算制度の適用を受けている法人**が特例税率の対象法人から除かれる。
- 【適用時期】②・③の改正は令和7年4月1日以後に開始する事業年度から

<法人税率(普通法人)>

区 分			税 率	
大法人(資本金1億円超)			23.2%	
中小法人 (資本金1億円以下)	所得年800万円超の部分		19%(本則税率)	
	所得年800万円以下の部分	・適用除外事業者(過去3年間の平均所得15億円超) ・通算法人(グループ通算制度の適用法人)【改正後③】		
		上記以外の法人	所得が年10億円超の事業年度【改正後②】	17%(特例税率)
			上記以外の事業年度	15%(特例税率)

《実務上のポイント》

- ・②・③の改正の対象の想定は約3,000(特例税率適用者100万前後のうち0.3%相当)で、ほとんどの中小法人に影響はない。
- ・「特例税率が設けられた経緯等を踏まえ、次の適用期限の到来時に改めて検討する。」と大綱に明記された。

【改正後①】
令和9年3月31日以前に開始
する事業年度まで2年延長

中小企業経営強化税制の拡充①

- ① 中小企業経営強化税制の各要件の見直しが行われた上で、**C類型を除き**、適用期限が令和9年3月31日まで2年延長される。
- ② 成長意欲の高い中小企業の設備投資を後押しするため、**売上高100億円を目指す中小企業の拡充措置(E類型)**が創設される。
- 【適用時期】①の各要件の見直し、②の拡充措置は関係法令の改正時期から

【新設:E類型】
経営規模拡大設備
売上高100億円を目指す
中小企業は「建物」も対象

※個人事業者も同様

《実務上のポイント》

・暗号資産マイニング業の用に供する設備が除外

<改正の内容>

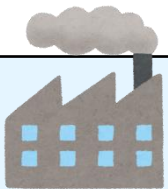
+

類型	A類型	B類型	C類型	D類型
	生産性向上設備	収益力強化設備	デジタル化設備	経営資源集約化設備
要件	生産性※が旧モデル比 年平均1%以上改善 【改正後:単位時間当たり生産量、歩留まり率 または投入コスト削減率のいずれか】	投資収益率が年平均 5%以上の投資計画 【改正後:7%以上】	遠隔操作、可視化、 自動制御化のいずれか に該当する設備 【改正後:廃止】	修正ROA(総資産利益率) または有形固定資産回転率 が一定以上上昇する設備
対象設備	建物附属設備(60万円以上)、機械装置(160万円以上)、工具・器具備品(各30万円以上)、ソフトウェア(70万円以上)			
確認要件	工業会等または経済産業局の確認(認定経営革新等支援機関のサポート)			
税制措置	即時償却 または 10%税額控除(資本金3,000万円超は7%税額控除)			
控除上限	中小企業投資促進税制と合わせて法人税額×20%(1年間繰越し可)			



中小企業経営強化税制の拡充②

<B類型>

類型	「収益力強化設備(B類型)」	【新設】「経営規模拡大設備(E類型)」		
要件	投資収益率が年平均 5%以上の投資計画 【改正後:7%以上】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 投資収益率が年平均7%以上の投資計画 ○ 経営規模拡大要件を満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ・売上向上のための施策・設備投資時期を示した行程表(ロードマップ)の作成 ・認定申請直前年度の売上高が10億円超90億円未満 ・売上高100億円超を目指すための事業・財務・組織基盤が整っていること ・売上高100億円超・年平均10%以上の売上高成長率を目指す投資計画であること ・導入予定の設備が売上高増加に貢献すること ・認定日から2年以内の投資合計額が1億円または売上高×5%のうち高い額以上 ・生産性向上に資する設備の導入に伴う建物の新增設を含む計画であること ・賃上げ率2.5%以上 など 		
対象設備	建物附属設備(60万円以上)	—	建物とその附属設備 (合計1,000万円以上) 	
	機械装置(160万円以上) 工具・器具備品(各30万円以上) ソフトウェア(70万円以上)	同左		合計60億円を限度
税制措置	即時償却 または 10%税額控除 (資本金3,000万円超は7%税額控除)	同左	賃上げ率5%以上	25%特別償却 または 2%税額控除
			賃上げ率2.5%以上	15%特別償却 または 1%税額控除
			賃上げ率2.5%未満	(対象外)

《実務上のポイント》

- ・医療保健業を行う事業者が取得するもの、発電用設備で主に電気の販売目的で取得するものは拡充措置の**対象外**
- ・拡充措置の投資計画の期間中は、中小企業投資促進税制と少額減価償却資産(30万円未満)の特例の**適用不可**



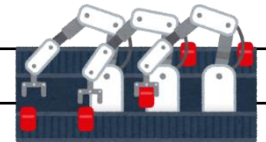
中小企業投資促進税制の延長

中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開を促すため、中小企業投資促進税制の適用期限が2年延長される。

<改正の内容>

※個人事業者も同様

制度	改正前	改正後
適用期限	令和7年3月31日まで	令和9年3月31日まで
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ○機械装置(1台160万円以上) ○測定工具・検査工具(1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上) ○一定のソフトウェア(1つ70万円以上、複数合計70万円以上) ○貨物自動車(車両総重量3.5トン以上) ○内航船舶(取得価格×75%が対象) 	
税制措置	30%特別償却 ※資本金3,000万円以下:7%税額控除と選択	
控除上限	中小企業経営強化税制と合わせて法人税額×20%(1年繰越し可)	



(参考)対象設備と要件の比較

制度	建物	建物附属設備	機械装置	工具	器具備品	ソフトウェア	貨物自動車	内航船舶
先端設備の固定資産税特例	×	60万円以上	160万円以上	30万円以上	30万円以上	×	×	×
中小企業経営強化税制						70万円以上		
うちB類型拡充措置	合計1,000万円以上			120万円以上、 30万円以上かつ 複数合計120万円以上	×	70万円以上、 複数合計 70万円以上	3.5トン以上	○
中小企業投資促進税制	×	×						

中小企業防災・減災投資促進税制の延長

近年の自然災害等への対策を強化するため、中小企業防災・減災投資促進税制(特定事業継続力強化設備等の特別償却制度)の適用期限が**2年延長**される。

※個人事業者も同様

<改正の内容>

区分	改正前	改正後
対象者	令和7年3月31日までに「(連携)事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者	令和9年3月31日まで に「(連携)事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者
特別償却	令和7年3月31日までに取得:取得価格×18% 令和7年4月1日以後に取得:取得価格×16%	
設備要件	「(連携)事業継続力強化計画」の認定を受けた日から1年以内に取得等をする設備	



<対象設備>

機械装置 (100万円以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等 ・これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するもの
器具備品 (30万円以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備 ・感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ⇒【改正後】対象外
建物附属設備 (60万円以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台(対象設備をかさ上げするために取得等するものに限る。)、防水シャッター等 ・これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するもの

医療用機器等の特別償却制度の延長

医療提供体制の確保の観点から、医療用機器等の特別償却制度の適用期限が2年延長される。

※個人事業者も同様

<改正の内容>

対象制度	対象設備	特別償却割合	適用期限
① 高額な医療用機器に係る特別償却制度	取得価格500万円以上の一定の医療用機器 【改正後】対象機器を見直し	取得価格×12%	【改正前】 令和7年3月31日まで 【改正後】 令和9年3月31日まで
② 医師・医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度	「医師等勤務時間短縮計画」に基づき取得した ・器具備品(医療用機器を含む) ・ソフトウェア のうち一定の規模(30万円以上)のもの	取得価格×15%	
③ 地域医療構想の実現のための病床再編等の促進のための特別償却制度	病床の再編等のために取得・建設・改修工事をした 病院用・診療所用の建物・附属設備	取得価格×8%	





地域未来投資促進税制の見直し

地域未来投資促進税制について、主に次の見直しが行われた上で、**3年延長**される。

- ① 上乗せ措置(特別償却50%または税額控除5%)に10億円以上の設備投資などを満たす**新しい類型を追加**
- ② 通常類型の要件を厳格化し、特別償却率を**35%**(改正前:40%)に引下げ、サプライチェーン類型は**廃止**

<改正の内容>

対象設備	区分	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常類型 <ul style="list-style-type: none"> ・設備投資額1億円以上(改正前:2,000万円以上) ・設備投資額が前年度減価償却費の25%以上(改正前:20%以上) ○ サプライチェーン類型【廃止】 	40%→ 35%	4%
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上乗せ類型Ⅰ 通常類型の要件を満たし、労働生産性の伸び率5%(中小は4%)以上、かつ、投資収益率5%以上と、次のいずれかの要件を満たす場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 創出される付加価値額1億円以上、かつ、直近事業年度の付加価値増加率8%以上 ② 創出される付加価値額3億円以上、かつ、前2年度の平均付加価値額50億円以上 ③ 創出される付加価値額1億円以上、かつ、自治体が指定する地域の経済発展・成長に特に資する分野に該当する事業で設備投資額10億円以上【新設】 	50%	5%
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上乗せ類型Ⅱ(中堅企業枠) 上乗せ類型Ⅰの要件を満たした上で、さらに次の要件を満たす場合 <ul style="list-style-type: none"> ・産業競争力強化法の「特定中堅企業」・パートナーシップ構築宣言を登録 ・設備投資額10億円以上 		6%
建物・附属設備・構築物	—	20%	2%

企業版ふるさと納税の延長

- ① 地方への資金の流れの創出・拡大や地方への人材還流を促す企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)の適用期限が3年延長される。
- ② 地方自治体が寄附企業に便宜を図る事例を受けて、**再発防止措置**が設けられる。

<改正の内容>

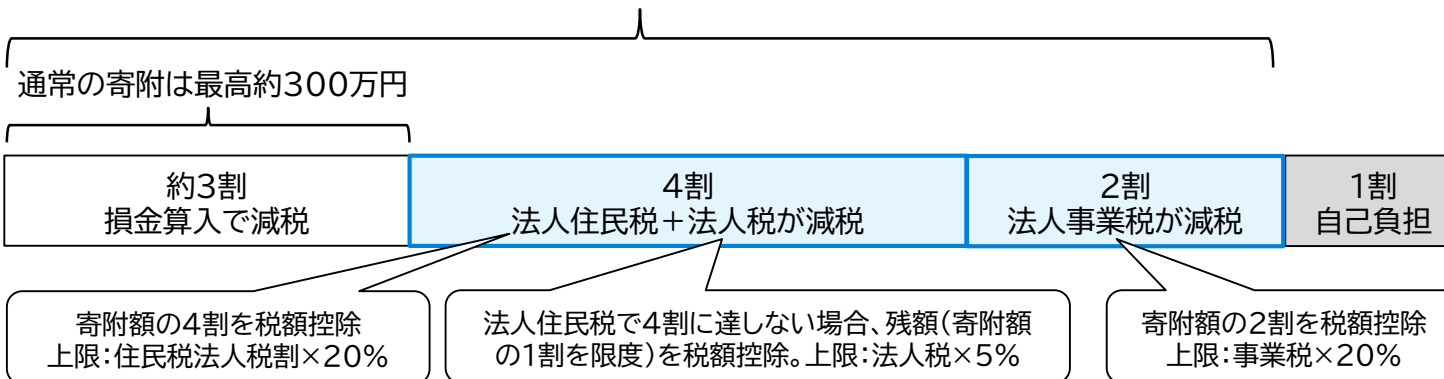
区分	改正前	改正後
適用期限	令和7年3月31日まで	令和10年3月31日まで
寄附の下限	1回あたり10万円以上	
留意点	本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外	
	寄附企業への経済的な見返りは禁止	

【事例】令和6年11月に初の認定取消し
高規格救急車の開発・リース事業について、寄附した
企業のグループ企業が開発を請け負い、資金の還流
と指摘を受けて事業が中止に

【改正後:再発防止措置】
寄附活用事業に係る執行上のチェック
機能の強化や活用状況の透明化など

<税負担の軽減イメージ>

(例)1,000万円寄附すると、最高約900万円(約9割)の税負担が軽減



(参考)利用実績

年度	寄附件数	企業数
令和元年度	1,327件	1,117
令和2年度	2,249件	1,640
令和3年度	4,922件	3,098
令和4年度	8,390件	4,663
令和5年度	14,022件	7,680

※令和2年度税制改正で税負担の
軽減効果を6割⇒9割に引上げ
【出典】内閣官房「令和5年度寄附実績」

新リース会計基準に伴うリース税制の整備

「新リース会計基準(企業会計基準第34号)」により、会計上はオペレーティング・リース取引も**売買処理**になり、原則として令和9年度から適用される(令和7年度からの早期適用も可)。一方、税務上の取扱いは**賃貸借処理**のままで基本的に変更はなく、税会不一致となる。

<「借り手」の会計処理と税務処理>

従来のリース会計基準		法人税・消費税
ファイナンス・リース 売買処理	=	税務上の「リース取引」 売買処理
オペレーティング・リース 賃貸借処理	=	資産の賃貸借(上記以外) 賃貸借処理



新リース会計基準		法人税・消費税
リース 売買処理	=	税務上の「リース取引」 売買処理
	≠	資産の賃貸借(上記以外) 賃貸借処理

上場企業は新リース会計基準が強制適用で**税会不一致**のため、**申告調整**が必要に

中小企業は新リース会計基準が強制適用されないため、会計も**賃貸借処理**を選択すれば影響なし

○「借り手」の改正点

所有権移転外リース取引(売買処理)
リース期間定額法(改正前:残価保証額を控除) →改正後: 残価保証額を控除せず1円(備忘価額)まで償却に ※経過措置あり
資産の賃貸借(賃貸借処理)
・従来と同様に 支払賃借料のうち債務確定部分を損金算入 ・法人事業税の付加価値割の算定上も 法人税で損金算入される部分 が「支払賃借料」になることが明確化

○「貸し手」の改正点

税務上の「リース取引」(売買処理)
【原則】リース資産の引渡し時に一括で譲渡損益を計上 【特例】リース譲渡に係る収益・費用の帰属事業年度の特例 → 特例を廃止(分割計上が不可に) ※経過措置あり

リース会社の**資金繰り**が悪化

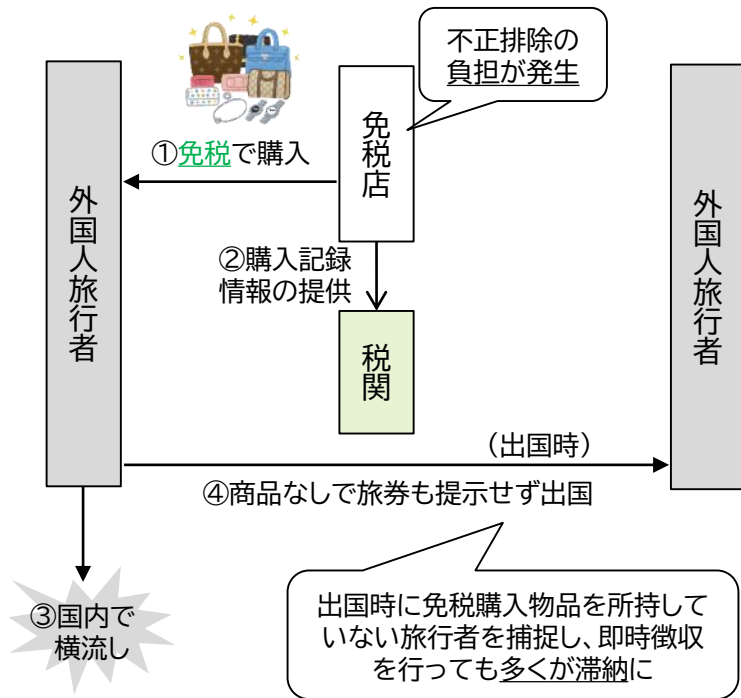
外国人旅行者向け免税制度の見直し

- ① 不正利用を排除し、免税店が不正排除の負担を負わないよう、課税で販売し、後で免税額を返金する「**リファンド方式**」が導入される。
 ② ①に伴い、外国人旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減の観点から、**免税販売要件**が見直される。

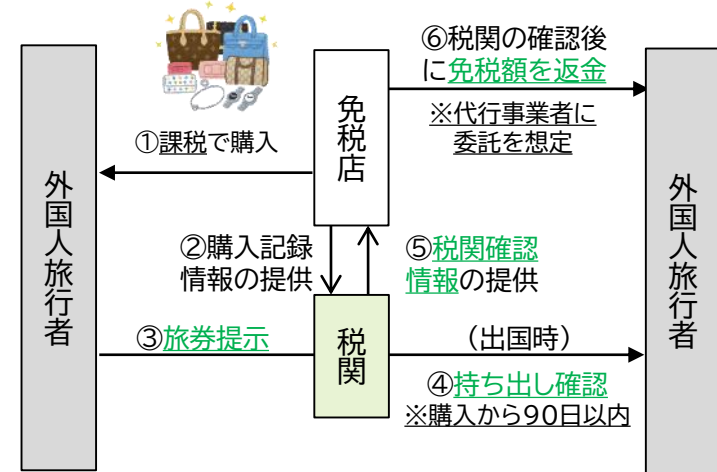
【適用時期】令和8年11月1日以後

※refund:返金、払戻し

<改正前(悪用事例)>



<改正後:リファンド方式>



<免税販売要件の見直し>

	種別	免税対象限度額	特殊包装
改正前	一般物品	5千円～	不要
	消耗品	5千円～50万円	必要
改正後	(区分撤廃)	5千円～(上限撤廃)	不要(特殊包装撤廃)

その他の改正項目①

税目	項目	改正の内容	適用時期
所得税	エンジェル税制	スタートアップ再投資を促すため、 繰戻し還付制度を創設し、再投資期間を延長	R8.1.1～
	NISA(少額投資非課税制度)	・つみたて投資枠の上場投資信託(ETF)の最小取引単位の見直し ・金融機関変更時の即日買付を可能に など	—
	公益法人等への財産の寄附の譲渡所得の非課税	公益法人等が贈与等に係る財産を公益目的事業に直接供用しなくなった場合、届出により、国税庁長官は非課税承認の取消しが可能に など	R7.4.1～
	経営者の私財提供の譲渡所得の非課税	債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例	3年延長
	法人課税信託の所得税の課税の適正化	一定の経済的利益を 給与所得として課税 (改正前:課税の繰延べが可能)	R7.4.1～
資産税	信用保証協会が受ける抵当権の設定登記の登録免許税の税率の軽減	・軽減税率を 0.2% (改正前:1.5%)に引上げ ・令和10年3月31日まで延長	3年延長
	相続登記の登録免許税の免除の特例	令和9年3月31日まで延長	2年延長
	土地・住宅税制	マンション長寿命化促進税制(固定資産税)	2年延長
		サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制(固定資産税・不動産取得税)	
		買取再販で扱われる住宅の取得等の特例(不動産取得税)	
相続税の物納制度	物納許可限度額の計算の基礎となる延納年数は「納期限等における申請者の平均余命の年数」を上限にする等の見直し	R7.4.1～	
法人税	非適格合併等	移転を受ける資産等に係る調整勘定の算定方法の明確化 など	R7.4.1～
	再資源化事業等高度化設備の特別償却	35%の特別償却(令和10年3月31日まで) ※再資源化事業等高度化法を前提	法施行日
	5G投資促進税制、DX投資促進税制	適用期限の到来をもって 廃止	—
	外国子会社合算税制の事務負担軽減	・合算時期を「外国関係会社の事業年度終了日の翌日から「2月」経過日を含む日本親会社の事業年度」が「 4月 」に→親会社が3月決算、子会社が12月決算の場合、合算年度が1年遅れて時間的に余裕ができる。 ・株主資本等変動計算書等や勘定科目内訳明細書を 添付不要 に	R7.4.1～ 早期適用可

その他の改正項目②

税目	項目	改正の内容	適用時期
国民健康保険税	課税限度額	・医療分の上限額を92万円(改正前:89万円)に3万円引上げ ・介護分17万円と合計で109万円(改正前:106万円)に	令和7年度
印紙税	特定学資金貸付けの消費貸借契約書の非課税	令和10年3月31日まで延長	3年延長
	コロナ特別貸付けの消費貸借契約書の非課税	令和7年8月31日まで延長	5か月延長
納税環境整備	マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載	本人確認の方法に「カード代替電磁的記録を送信する方法」を追加	R7.4.1～
	確定申告の添付書類	小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除の控除証明書の添付に代えて、明細書の添付が可能に(5年間保管)	令和9年以後の提出から
	電子データ保存取引	電子取引データに関連する重加算税の加重を適用しない措置等	R9.1.1～
		上記の改正に伴い、青色申告特別控除(65万円)の適用要件を見直し	令和9年以後
	添付書類のイメージデータによる提出(e-Taxの利便性向上)	添付書類の「グレースケール(改正前:カラー)」による読取りが可能に	R7.4.1～
ファイル形式に「JPEG(JPG)形式」を追加(改正前:PDF)		R10.1.1～	

(参考)令和8年度以後に先送りされた主な検討事項

税目	項目	検討事項
所得税	公的年金等控除の調整	給与所得控除と公的年金等控除の合計額の上限を280万円とし、在職老齢年金制度の見直しの動向を踏まえ、令和8年度税制改正で法制化
	高校生の扶養控除 ひとり親控除	令和8年度以降の税制改正で、各種控除のあり方の一環として見直しを検討 ※子育て世帯等に対する住宅ローン控除・リフォーム減税、子育て世帯に対する生命保険料控除も同様
	防衛特別所得税(仮称)	防衛増税(所得税)については「103万円の壁」の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討
	暗号資産取引への課税	必要な法整備や取引業者による取引内容の報告義務の整備等を前提に見直しを検討
地方税	道府県民税利子割	インターネット銀行の利子などの税収帰属の適正化のための抜本的な方策の検討は令和8年度税制改正に

(参考)令和7年に開始する主な過年度改正項目

税目	主な改正項目	内容	適用時期	改正年度
所得税	超高所得者層への税負担の適正化	税負担の公平性の確保の観点から、極めて高い水準にある所得に対する 最低限の負担措置 が導入	令和7年分の所得税から	令和5年度
法人税	イノベーションボックス税制の創設	<ul style="list-style-type: none"> 対象知的財産:特許権、AI分野のソフトウェアに係る著作権 知的財産の要件:①企業が国内で自ら研究開発を行ったもの ②令和6年4月1日以後に取得・製作したもの 対象所得:国内への譲渡所得、国内外からのライセンス所得 所得控除:所得×30% 	令和7年4月1日から 令和14年3月31日まで に開始する各事業年度 (7年間)	令和6年度
事業税	外形標準課税の対象拡大【減資への対応】	当分の間、「前年度に外形標準課税の対象であった法人」で、当年度に資本金1億円以下、かつ、 資本金と資本剰余金の合計額が10億円超 となるものを外形標準課税の対象に追加	令和7年4月1日以後に 開始する事業年度	
消費税	プラットフォーム課税の導入	国境を越えたサービスの提供(例:アプリストアを通じたオンラインゲーム配信)への消費税課税として、 取引高50億円超 のプラットフォーム事業者を対象に導入 (例)Apple:Apple Store,Apple Books,Apple Podcast Google:Google Play Amazon:AWS Marketplace 任天堂:ニンテンドーeショップ	令和7年4月1日～	
納税環境整備	重加算税の整備	仮装・隠ぺいにより更正の請求書を提出した場合 を重加算税の対象に追加	令和7年1月1日～	